

「新潟睡眠障害を考える会」

目的・事業:

- 目的
県民に対して睡眠に関する啓発活動および睡眠医療の向上に関する事業を行う
- 事業
 1. 睡眠障害に関する相談会や研究会の開催
 2. 睡眠障害に関する調査・研究の実施
 3. 睡眠医療に関する情報の発信
 4. 関連行政機関と連携した上記事業の発信

目次:

巻頭言	1
総説 「2014年6月に施行された改正道路交通法について」	2
Column 2014年の改正道路交通法はご存知でしたか 平成26年度収支報告	3 4
編集後記	4

改正道路交通法と睡眠時無呼吸症

NPO法人新潟睡眠障害を考える会 <http://npo-sas.com/> 代表
(国立病院機構西新潟中央病院*内科医師) 大平徹郎

2014年6月から改正道路交通法が施行されました。医療と法令という2つの観点から、今回の会報はこの法律改正の特集です。

■ 睡眠時無呼吸症でCPAP(シーパップ)治療中のすべての方へ:
あす自動車を運転するなら、今晚は必ずCPAPをつけて寝て下さい。

何時間寝ても熟睡できず、疲れのとれないのが睡眠時無呼吸症の特徴です。CPAP治療は睡眠中の無呼吸を解消し、深い眠りを可能にします。多くの患者さんが、その効果を実感しておいでです。ただ残念なことに、CPAP装置をつけずに寝てしまうと、その効果は得られません。「あす」を快適に過ごすためには、「今晚」のCPAP治療が不可欠です。

このたびの道路交通法改正に込められたメッセージは、「熟睡した良好な体調で、安全に自動車運転をしてください」という社会からの要請です。睡眠時無呼吸症の方にあてはめると、前夜、適切な治療をして熟睡できていることが運転の条件となります。

CPAPをつけなくとも眠くないという方もおいでです。「眠気の感じ方」に個人差があるのが、その理由のようです。ここでぜひご理解いただきたいのは、「眠くない」とこと「熟睡できて脳や身体の疲れがとれている」ことはイコールでない点です。

自覚的な眠気はどうか、CPAP治療をしなければ脳の集中力が低下している危険があります。自分一人だけでなく、家族やほかの人の人生をも台無しにしてしまうのが自動車事故の恐ろしさです。

あす自動車を運転するなら、今晚、必ずCPAPをつけて寝てください。ご自分のため、家族のため、そして誰もが安心して安全に暮らせる社会であるために。

* 国立病院機構西新潟中央病院 <http://www.masa.go.jp/>
〒950-2085 新潟市西区真砂1-14-1



綜説 「2014年6月に施行された改正道路交通法について」

篠田耳鼻咽喉科医院 篠田秀夫

一定の病気等に係る運転者対策の推進

1. 病気の症状に関する質問制度及び虚偽回答に対する罰則の整備

運転免許取得や運転免許更新の申請をする際に、「**一定の病気等**」に該当するかどうかを判断するため、質問票を交付することとなりました。また、すでに免許を取得している方に対して、「**一定の病気等**」に該当するかどうか調査が必要であるときは、必要な報告を求めることができますようになりました。虚偽の回答や報告をした場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科されます。

一定の病気等とは

- ・ 統合失調症
- ・ てんかん
- ・ 再発性の失神
- ・ 無自覚性の低血糖症
- ・ そううつ病
- ・ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
- ・ 認知症
- ・ その他安全運転に必要な能力に欠ける症状を呈する疾患
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん、覚醒剤の中毒

2. 医師による任意の届出制度

医師は、診察した患者が「**一定の病気等**」に該当すると認められ、その患者が運転免許保有者であると知ったときは、当該診察結果を公安委員会に届け出ることができるようになりました。なお、**医師の守秘義務**に関する法律の規定は、本届出には適用されないこととなります。また、医師が「**一定の病気等**」と診察した方の免許の有無を公安委員会に照会することができますようになりました。

3. 免許の効力の暫定停止制度

公安委員会は、交通事故等の状況や医師の診断により、「**一定の病気等**」のいずれかに該当すると疑われる場合は、3ヵ月を超えない範囲内の期間を定めて、暫定的に免許の効力を停止することができるようになりました。この期間内に、公安委員会は医師による臨時適性検査を実施します。

4. 再取得に係る試験の一部免除

「**一定の病気**」に該当することを理由として免許を取り消された日から起算して3年を経過していない方が、病状が快復し、運転免許を再取得する場合は、「**特定取消処分者**」として、やむを得ない事情による失効後の再取得手続と同様に学科試験・技能試験が免除されることとなりました。ただし、以下の条件の方は、特定取消処分者に該当せず、試験の一部免除を受けることができません。

- ・ 免許申請時や更新時に提出した質問票等に虚偽の回答をした方
- ・ 一定の病気に該当すること等を理由として免許の取消しを受けたため、違反行為等を理由とする免許の取消しを受けなかった方（例えば、病気で取消処分を受けたが、交通事故による取消処分にも該当していた場合）
- ・ 基準該当初心運転者で、再試験を受けるべきであったにもかかわらず、一定の病気に該当すること等を理由として免許の取消しを受けたため、再試験を受けなかった方

Column

新潟大学医歯学総合病院呼吸器内科
大嶋康義

2014年の改正道路交通法はご存じでしたか？

皆さんの中にも、睡眠時無呼吸症（SAS）に関連した交通事故をニュースで見たことある方は多いのではないのでしょうか？ 無治療の重症SAS患者さんでは、交通事故の発生率が7倍にも増えるというデータもあります。交通事故は被害者もつらいですが、加害者もこれまでの生活が一転する恐ろしいものです。

皆さんは2014年6月1日に改正道路交通法が施行されていたのをご存じでしたか？ 現在、免許の取得・免許証の更新時に公安委員会は質問票を交付し、安全運転に支障を及ぼすおそれのある重度の睡眠障害やてんかん、認知症、精神障害などが疑われる場合、必要な報告を求めるとともに、暫定的に免許の効力を停止することができるようになりました。また、虚偽の記載・報告をした場合、1年以下の懲役または30万円以下の罰金と定められています。免許更新に際し、医師の診断書を求めて、慌てて受診する患者さんもいますが、検査や治療には時間がかかります。心当たりのある方は、早めに医療機関を受診してください。

NPO 事務局連絡先

〒955-0823
新潟県三条市東本成寺21-38
篠田耳鼻咽喉科医院内
NPO法人
「新潟睡眠障害を考える会」
事務局長 篠田 秀夫
電話 0256-34-2122

新潟県民の健やかな眠りのために……

ホームページもご覧下さい
<http://www.npo-sas.jp/>

会費

正会員		
	入会金	¥10,000
	年会費	¥3,000
団体会員・賛助会員		
	入会金	なし
	1口	¥3,000
団体会員は10口以上、賛助会員は1口以上		

一緒に活動しませんか？

NPO法人「新潟睡眠障害を考える会」では、一緒に活動して下さる方を広く募集しています。医療関係の方、行政機関の方、睡眠障害でお困りの方など、睡眠に少しでも関心のある方なら大歓迎です。

会員には正会員、団体会員、賛助会員の3つがあります。正会員は何らかの形で、事業にボランティアとして参加していただきます。団体会員、賛助会員は、会費を納入し寄付を行っていただきます。実際の事業に参加する必要はなく(もちろん希望があれば参加は可能です)、会報の郵送などNPO事業に関する情報を提供させていただきます。

平成25年度収支報告

科目	金額	
I 収入の部		
1 財産運用収入		
2 会費 入金収入		
年間会費	222,000	
入会金	20,000	
3 事業収入		
市民公開講座立替金	44,415	
5 雑収入		
受取利息	42	
当期収入合計(A)	286,457	
前期繰越収支差額		373,405
収入合計(B)		659,862
II 支出の部		
1 事業費		
(睡眠医療に関する情報の発信)		
会報発行費	44,100	
平成25年度市民公開講座講 師謝礼	100,000	
ホームページ管理委託料金	105,000	
		249,100
2 管理費		
通信費	45,232	
支払手数料	945	
雑費(事務用品 郵送費等)	9,584	
		55,761
3 運営費		
未収金 損金	60,000	
		60,000
当期支出合計(C)		364,861
当期収支差額(A) - (C)		△ 78,404
次期繰越収支差額(B) - (C)		295,001

発行日 平成27年2月26日
 発行所 NPO法人「新潟睡眠障害
 を考える会」
 発行人 大平 徹郎
 編集人 篠田 秀夫
 印刷所 太陽印刷所
 新潟市江南区曙町4-12-1
 TEL 025-382-7651
 FAX 025-383-1208

編集後記

会報第5号をお届けします。今回は改正道路交通法特集号です。いかに睡眠障害を担当する医療関係者が、今回の法改正を重く受けとめているかの表れだと思います。過去に悲惨な事故で大切な人を失われた方々の思いが、法律という形になって私たちに睡眠障害の重要さを示して下さいます。その声に応えられるよう今後も活動を続けていきたいと強く感じています。

篠田秀夫記